

令和８年度の協議会活動は令和７年度の実績を踏まえ、次のとおり各専門部会にて具体的な取り組みを中心に検討を進めます。



１ 住まいに関する二次相談窓口の設置

対象者：住宅確保要配慮者・空き家所有者

※住宅確保要配慮者は、支援者の同行を原則

２ 専門部会の開催と具体的な仕組みの構築

個別相談等を通じて課題を把握及び改善等の検討

居住の円滑な支援を実施するための、契約の在り方の検討

その他必要な取り組みの体制づくり

３ 地域で支える「居住支援」

ケアマネ・相談支援専門員等との連携構築，特約や死後事務委任の個別活用，令和６年度法改正「残置物処理責任者」事前指定

残置物処理作業をＢ型作業所の業務へ

４ 空き家の活用

定期的に空き家相談会を開催し登録

DIY・低家賃等設定，住宅確保要配慮者へ提供・地域交流拠点活用

空き家を活用した奄美市居住支援協議会独自のマッチング事業の検討

５ 居住支援法人の開拓

登録住宅の入居者への家賃債務保証，住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談，見守りなど要配慮者への生活支援

上記に付帯する業務

６ 周知・普及活動

ホームページにて居住支援協議会の活動を周知，研修会・勉強会開催